

平成 29 年 4 月 18 日 (火)
糸数 慶子 議員 (沖縄)

参・法務委員会
対法務当局 (人事課)

1 問 平成 29 年司法試験出願者数について、法務当局に
問う。

〔結論〕

○ 平成 29 年司法試験の出願者数は 6, 7 1 6 人。

(参考資料)

平成 29 年司法試験の出願状況について

平成29年司法試験の出願状況について

平成29年司法試験の出願状況は、下記のとおりです（平成29年4月3日現在）。

なお、最終的に受験予定者数が確定するのは、法科大学院における修了認定後となります。

記

1	出願者数等	6,716人
(1)	性別構成	
	男性	4,966人(73.94%)
	女性	1,750人(26.06%)
(2)	受験資格	
	ア 法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者	6,170人
	(ア) うち修了見込者	1,692人
	(イ) うち修了者	4,478人
	イ 司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者	408人
	ウ 法科大学院課程修了見込者で、同課程修了の資格に基づいて受験するが、同課程を修了できなかったときは司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者	138人
2	選択科目別	
	倒産法	1,032人(15.37%)
	租税法	477人(7.10%)
	経済法	977人(14.55%)
	知的財産法	911人(13.56%)
	労働法	1,950人(29.04%)
	環境法	414人(6.16%)
	国際関係法(公法系)	92人(1.37%)
	国際関係法(私法系)	863人(12.85%)
3	試験地別	
	札幌市	202人(3.01%)
	仙台市	258人(3.84%)
	東京都	3,838人(57.15%)
	名古屋市	459人(6.83%)
	大阪市	1,341人(19.97%)
	広島市	249人(3.71%)
	福岡市	369人(5.49%)

(注) 本資料は、受験願書に基づくものである。

平成29年4月18日（火）
糸数 慶子 議員（沖縄）

参・法務委員会
対法務当局（人事課）

2問 平成18年（2006年）以降の司法試験出願者数の推移について、法務当局に問う。

〔結論〕

- 司法試験出願者数の推移について、
- | | |
|----------------|----------|
| 平成18年（2006年）は、 | |
| 新司法試験 | 2, 137人 |
| 旧司法試験 | 35, 782人 |
| 合計 | 37, 919人 |
| 平成19年（2007年）は、 | |
| 新司法試験 | 5, 401人 |
| 旧司法試験 | 28, 016人 |
| 合計 | 33, 417人 |
| 平成20年（2008年）は、 | |
| 新司法試験 | 7, 842人 |
| 旧司法試験 | 21, 994人 |
| 合計 | 29, 836人 |
| 平成21年（2009年）は、 | |
| 新司法試験 | 9, 734人 |
| 旧司法試験 | 18, 611人 |
| 合計 | 28, 345人 |
| 平成22年（2010年）は、 | |
| 新司法試験 | 11, 127人 |
| 旧司法試験 | 16, 088人 |
| 合計 | 27, 215人 |
| 平成23年（2011年）は、 | |
| 新司法試験 | 11, 891人 |
| 旧司法試験 | 6人 |
| 合計 | 11, 897人 |
| 平成24年（2012年）は、 | |
| 新司法試験 | 11, 265人 |
| 平成25年（2013年）は、 | |
| 新司法試験 | 10, 315人 |



平成26年（2014年）は、
新司法試験 9, 255人
平成27年（2015年）は、
新司法試験 9, 072人
平成28年（2016年）は、
新司法試験 7, 730人

(参考資料)
司法試験出願者数・合格者数の推移

司法試験出願者数・合格者数の推移

試験実施年	新司法試験		旧司法試験		旧司法試験+新司法試験	
	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数
平成13年	—	—	38,930	990	38,930	990
平成14年	—	—	45,622	1,183	45,622	1,183
平成15年	—	—	50,166	1,170	50,166	1,170
平成16年	—	—	49,991	1,483	49,991	1,483
平成17年	—	—	45,885	1,464	45,885	1,464
平成18年	2,137	1,009	35,782	549	37,919	1,558
平成19年	5,401	1,851	28,016	248	33,417	2,099
平成20年	7,842	2,065	21,994	144	29,836	2,209
平成21年	9,734	2,043	18,611	92	28,345	2,135
平成22年	7,127	2,074	16,088	59	27,215	2,133
平成23年	1,891	2,063	6	6	1,897	2,069
平成24年	1,265	2,102	—	—	1,265	2,102
平成25年	10,315	2,049	—	—	10,315	2,049
平成26年	9,255	1,810	—	—	9,255	1,810
平成27年	9,072	1,850	—	—	9,072	1,850
平成28年	7,730	1,583	—	—	7,730	1,583
平成29年	6,716	—	—	—	6,716	—

※旧司法試験の出願者数・合格者数は、旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数である(筆記試験免除者数を含む。)

※平成23年の旧司法試験の出願者は、全員筆記試験免除者である。

平成29年4月18日（火）
糸数 慶子 議員（沖縄）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 法曹志望者の減少の要因について、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ （法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点からみると、ピークである平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少するなど、大幅に減少しているところ。）

〔減少の要因〕

- ・ 法曹志望者数の減少については、一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっているといった事情が指摘されているところ。
- ・ また、昨年9月に法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいては、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。
- ・ 法務省としては、法曹志望者の減少についてはこれら複数の要因が影響しているものと思料。

（参考1）

日本弁護士連合会のアンケートによれば、第68期司法修習生の約65%が司法試験や法曹を目指すに当たり、経済的不安を感じており、進路選択に迷ったと回答しており、進路選択に迷った者のうち約20

%が司法修習の辞退を考えたことがあり，うち約71%がその理由として「貸与制に移行したことによる経済的不安」を挙げている。

(参考2)

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果 (抜粋)

〔目的・趣旨〕

法学部に在籍する学生を対象に志望動向等に関する意識調査を実施し，調査を通じて得たデータを収集・分析することによって，法曹志願者の減少に関する要因等を把握し，今後の施策の検討に活用する。

〔対象範囲〕

平成27年司法試験合格者数上位20校の法科大学院を置く大学に在籍する法学部生（1年生～4年生）

〔現在法曹を志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い〕

- ① 司法試験に合格できるか，自分の能力に自信がない 922人 (50.7%)
- ② 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 612人 (33.6%)
- ③ 自分に法曹等としての適性があるか分からない 549人 (30.2%)
- ④ 他の進路にも魅力を感じている 520人 (28.6%)
- ⑤ 司法修習の1年間，貸与制の下で給与の支給を受けられない 483人 (27.1%)
- ⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間要し，時間的負担が大きい 486人 (26.7%)

(なお，母数は1,819人)

(対^大大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
系数 慶子議員(沖縄)

4問 国選弁護人を10年間担っているある弁護士の方が「法曹を養成する段階では十分な国費を投入することがまずもって求められている。」と述べているが、法曹養成の重要性について、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 国がしっかりと法曹養成に取り組むことは重要と認識。
- ・ 法務省としては、法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省その他の関係機関・団体と協力しつつ、有為な法曹人材の確保に向けた取組を進めてまいりたい。

〔結論〕

- ・ 多くの有為な人材が法曹を志望し、質の高い法曹が活躍するようになるためにも、国がしっかりと法曹養成に取り組むことは重要と認識。
- ・ 一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方、司法修習生に対する経済的支援等について検討するとされたところ。
- ・ 法務省としては、この推進会議決定のほか、昨年の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制

度を創設することとしたところ。

- ・ 法務省としては、推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省その他の関係機関・団体（注）と協力しつつ、有為な法曹人材の確保に向けた取組を進めてまいりたい。

(注) 関係機関・団体とは、例えば、最高裁判所、日本弁護士連合会、経済産業省、外務省等である。

(参考資料) 法曹養成制度改革の更なる推進について (概要)

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割^{*}以上合格できるよう充実した教育を目指す
※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証し必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

(対^大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
糸数 慶子議員(沖縄)

5問 現行貸与制下の司法修習生を救済する必要性があるのではないか、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生(新65期～第70期)に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。
この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。
- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られ



ないのではないかとも考えられるところ。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

〔結論〕

- したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】